

共謀罪新設法案の廃案を求める決議

- 1 共謀罪を新設する法案（「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」）が、再び国会で審議されようとしている。同法案は、03年に国会に提出され、二度の廃案を経て05年の臨時国会に再提出されたが、国民の強い批判を浴び、これまで成立させることができなかったものである。自民党は、「共謀罪」を「テロ等謀議罪」と言い換えるなどの「修正」を予定しているが、いかに名称を変えて「修正」しようとも、相談や話し合いを犯罪とすることには変わりはない。共謀罪は、日本国憲法で保障された思想・信条の自由、言論・表現の自由を侵害するものであり、その立法化は到底容認できない。
- 2 自民党が本年2月に発表した「修正案要綱骨子」には、以下のような問題がある。

第一に「修正案」は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（国際組織犯罪防止条約、00年採択）」を批准するためのものとされているが、同条約がそもそもテロリズムを対象としていない以上、テロ等謀議罪新設の根拠とはなりえない。

第二に、「修正案」は、必ずしも組織的犯罪集団として行われるとは限らない犯罪をも対象犯罪としており、範囲が広すぎる。

第三に、「修正案」は、対象となる「団体」を「結合関係の基礎としての共同の目的が、テロ等謀議罪の対象犯罪等を実行することにある団体」と定義するが、犯罪を行うことを共同の目的として掲げる団体などない。「団体」に該当するか否かの判断は捜査機関が行うことになるが、恣意的に判断されるおそれを払拭できない。

第四に、「修正案」は、共謀をした者のいずれかによりその共謀に係る「犯罪の実行に必要な準備」が行われたことを処罰、逮捕・勾留の要件にするが、いかなる行為を「必要な準備」というのか曖昧である。

第五に、「修正案」は、テロ等謀議罪の規定の適用に当たっては、思想・良心の自由等、憲法の保障する自由・権利を不当に制限せず、労働組合その他の団体の正当な活動を制限してはならないことを明記することとするが、その実効性を担保する措置は何ら設けられていない。
- 3 自民党は、国際組織犯罪防止条約を批准するためにテロ等謀議罪を新設すべきと主張している。しかし、国際組織犯罪防止条約は、「この条約に定める義務の履行を確保するため、自国の国内法の基本原則に従って、必要な措置をとる」と規定しており、国内法の基本原則に反する法整備を義務づけていない。国連の作成した国内法整備のための立法ガイドは、「新しい犯罪の新設及び実施は各締結国に委ねられている」と説明している。

我が国の現行刑法は、処罰には「実行の着手」「因果関係」「結果の発生」が必要であることを基本原則として、例外的に未遂犯を、ごく例外的に予備行為や陰謀を処罰するものとしている。その原則に反してまで、共謀罪（テロ等謀議罪）を新設する義務はない。しかも、殺人、強盗、放火など重大犯罪については、既に予備罪が設けられているほか、組織犯罪を未然に防止するために数々の措置が取られている。したがって、日本は、国内法を新たに整備しなくとも、条約を批准できるのである。実際、ほとんどの国は、国内法の整備なしに条約を批准している。
- 4 共謀罪の立件には、会話や自白などの証拠が必要となる。現在でも、公安警察が違法な尾行や盗撮を行い、言論弾圧事件を起こしているが、共謀罪が新設されれば、その取締を名目に、警察による市民生活の監視が拡大するおそれがある。いっそうの自白強要が横行することも疑いない。共謀罪の新設は、警察の権限を拡大し、国民の自由と人権を抑圧するものにほかならない。
- 5 共謀罪新設法案は、いかなる修正を付しても、近代刑法の原則を覆すものにかわりなく、政治活動、市民運動や労働運動を抑制し、弾圧する危険を伴うものである。自由法曹団は、国民の内心に踏み込み、市民・労働運動を抑圧する共謀罪の新設に断固反対し、共謀罪新設法案の廃案を求めて、今後もたたかうものである。

2007年5月21日

自由法曹団熊本研究討論集会